

保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示等の
一部改正に関する意見公募手続の結果について

令和4年7月15日
経済産業省
産業保安グループ
ガス安全室

「保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示等の一部改正」について、令和4年4月23日から同年5月23日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法第四十三条2項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後ともガス保安行政に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 意見募集の実施方法

- ・募集期間：令和4年4月23日（木）～令和3年5月23日（金）
- ・告知方法：ホームページにおける掲載
- ・意見提出方法：「e-Gov」の意見提出フォーム、電子メール及び郵送

2. 意見募集の結果

41件

※なお本件意見募集（緊急時対応、30分ルール）とは直接関係のない御意見（4件）に対して、経済産業省の考え方は示しませんが、承っております。

3. 提出された御意見及びそれに対する回答

次頁のとおり

4. お問い合わせ先

経済産業省産業保安グループガス安全室

電話番号：03-3501-4032

○パブリックコメントに寄せられた御意見と経済産業省の考え方

	提出意見	提出意見に関する考え方
1	アウトドアの活動範囲が広がるので、キャンピングカーなどへのLPガスボンベ充填がスムーズになるようにして欲しい。	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。
2	改正後の内容はとても良いものだと思います。 安全に使用して行くための講習を受け、その上で適切に使用して行けば、海外の例を見ても問題はないと思います。 キッチンカーなどの業務に使用する場合は、特に大勢の方々がボンベの付近に集まることも考えられますので、安全講習は早期に実施すべきことだとも思います。	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。
3	国内で使用されているキャンピングトレーラーはヨーロッパ製やアメリカ製が殆どです。それにLPガスが使えると標準装備であるガスヒーターが使用可能となります。 以前東日本大震災時に福島から避難してきた方々を、一時的に販売中古車のキャンピングトレーラー数台に寝かせてあげたことがあります。総勢21人の暖を取る為のLPガスのFFヒーターは、寒い3月では非常に活躍してくれました。 またコロナ禍に於いて、車中泊やキャンピングカーブームが到来していますが、安全安心な家族だけでも出かけて、ストレスを解消したいと思っている人達は、車内にいつでも予約なしで出かけられるように準備していくものです。 だいたい1年もすると、少しでも準備せずにすぐ出かけられる、寒い時に出かければ暖を取る事を考え、暑い時でも涼を取る事を考えます。 車内でお酒を飲むような場面が増え、運転出来ないから車内でカップ麺など	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。

	簡易的な食事で済ませようなど、あらゆる気象条件でも対応出来るようにしたいと考えていくものです。 その楽しみながら、必要な装備を揃えていくことが出来るのがキャンピングカーです。いつでも防災意識を持つことは大事な事ですが、揃えておかなければいけないと思うと苦痛と感じてしまうのも事実です。 ところが人間は”遊び”の為に揃えていくことは、楽しいはずで。 楽しむためだけでなく、生き残る為にもLPガスがキャンピングカーでどこにいても使える事は非常に大事だと思います。	
4	LPガスをキャンピングカー等に積み込むことができると、キャンピングカーライフが豊かになるほか、災害時などにガスコンロが使用できるようになったり、電源が無くても冷蔵庫が使用出来たりできるので非常に有効で、長期的な避難所生活を強いられたとき、LPガスボンベがあると安心感にもつながります。	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。
5	移動型の調理スペースを持つ車両は緊急時、真冬でも温かい食事を多数の方に提供することができますし、東日本大震災の時も活躍しております。 また、今後少子化による人口減少によって地方では移動型の調理ができる車両が必要になる機会も増えてくると考えます。 移動型の加熱調理はほぼLPガスの調理器が大半を占めており、今までに調達できなかった事業者は事業自体をあきらめざる負えないことも発生しております。 今後、移動先でもLPガスの調達ができると、たくさんの移動型調理車が集結でき、さらなる災害支援活動にもつながりたくさんの命を救えると考えます。	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。

	この度の改正案は業界にとって非常に大きな前進となることを確信しております。	
6	改正に賛成です。 キャンピングカーにおいてはプロパンガス搭載が可能であるにもかかわらず、カセットコンロを車内において使用するなどと言った不合理さをユーザーに強いてきました。 改正によってレジャーにおける使い勝手が良くなるばかりでは無く、災害発生時の避難所としての機能も大幅に強化されるものと思います。	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。
7	本年度からキッチンカー事業を行うにあたり、LP ガスのレンタル業者を探すのに非常に苦勞をしています。 苦勞している点は以下の通りです。 1. 出店場所の近くで LP ガスを借りれないので出店場所に限りが出てしまう。 2. 適正な料金かどうか不明瞭。（そもそも借りれる LP ガス事業者が少ない為、高くても借りざる負えない。） 3. 持ち運びできるはずの LP ガスの利便性を感じられない。 等、コロナ禍において必要とされたはずの非接触型事業に負担になっている部分が多々見られる為、今回の告示には賛成致します。	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。
8	過去 10 年以上に渡り、LP ガス販売事業者からキャンピングカーに対する LP ガスの充填を断られている状態が続いておる中、今般の経済産業省ガス安全室からの規制見直しにつきましては、国内キャンピングカー市場/キャンピングカー所有者/LP ガス販売事業者(保安機関)の現状を十分に調査検討されたとても良い改正だと思います。	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。
9	「一般消費者等について、ガス安全に係る一定の知識や技量に関する講習を修了し」	緊急時対応の対象外とするかわりに、一般消費者等にはガス安全室が認めた講習機関の講習を受けていただくことで、保安レベルの維持・向上を図ることとしております。

	上記の部分を、講習を修了した事業者が指導をするとかにしていただけると、対応しやすくなると思います。	
1 0	レジャーや日常で使用することはもちろん、災害時や緊急時にも活躍できるキャンピングカーの設備において LPG はとても使い易く有効な燃料と思います。 災害時や緊急時にはキャンピングカー設備用だけでなく、停電などライフライン復旧までのエネルギー源としても有効です。 現在の LPG 充填の規制状況下では地域、環境によっては入手が困難で、折角の設備がその備えになりえない状況です。	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。
1 1	キッチンカーにしてもキャンピングカーにしても、必ず初回の供給開始点検と漏えい検査で OK と許可した書類を車内に保管しておくこと、それを次に充填する供給会社が提示を求め確認すること、更に 4 年に 1 回の検査も受ける事。 積載は 1 0 キロ 2 本まで。キッチンカーや屋台販売は屋内扱いなので 8 キロ 2 本迄。 3 本以上積みたい車は高圧ガス標識プレート掲げても、漏えい時にガスを空気中に流せる、あおりのあるトラックなどに限定すること、運搬時は調整器につながっているか、ボンベ単体の場合はインレットプラグ（漏れ防止）をかならずつける事。 2 0 キロボンベなどを積載している露天商などは違反となる。反社に販売してはならないこと。 知識もスキルも少ない販売店はやらないほうが良いし、小容器販売や重量販売を行っている販売店との区別をはかること。 キャンピングカーでの遠距離使用でも、使用者の認定講習は良いと思う	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。

	が、キャンピングレンタカーなどが始めているので、そこはどうするか、などなど色々問題はあります。弊社はかなりしっかりと検査、指導、レクチャーしてやっていますが、使用者側との直接取引がやはり一番安全かつ正確に対応できている現状です。	
1 2	キャンピング車は、「道路運送車両の保安基準」や「構造要件」等の基準に沿って製作されており、その架装装備には「火力」としての「LP ガス」等も含まれております。 移動先などでの、「調理や暖房」の為にエネルギーは、「LP ガス」が大変有効で、それは世界的に見ても普通です。 カセット式ガスカートリッジ（使い捨て缶）も普及していますが、1 本あたりのガス量が少なく、暖房等には少なすぎるのが実際です。 再充填ガスシリンダー（LP ガスボンベ）も積載されていても、いわゆる「30 分ルール」が妨げになり、再充填が困難な事がほとんどです。 また、最近では災害時の「キャンピング車」の有用性も認められ始めていますが、「水」「電源（バッテリー）」「寝台」等は装備されていても、実際の「火力」が使用困難であったりして、その有用性が半減しています。 今般、法改正により、一定の基準の元「30 分ルール」からの除外が可能になれば、上述の2 点の問題が一举にクリアされると思います。	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。
1 3	今回の一部改正は非常に有意義かつ大切な改正だと思います。	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。
1 4	現在の日本には、以前にもまして欧米で製造されたキャンピングカーやキャンピングトレーラーが輸入され、所有する人も増えています。 所有の目的は主にレジャーであると思いますが、昨今では防災の観点からキ	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。

	キャンピングカーやキャンピングトレーラーを所有することを考えるひとも多くみられます。 このような欧米で製造されたキャンピングカー、キャンピングトレーラーはそのほとんどがプロパンガスボンベを搭載して車両設備（ヒーター、キッチンコンロ、冷蔵庫の冷却）を使用するように設計されています。 欧米でごく当たり前に採用されているプロパンガスを日本で使用することができないのは非常にもったいないと思います。 この問題が解決できれば、キャンピングカーやキャンピングトレーラーをレジャーだけでなく、防災（シェルター代わり）に利用することができ、自然災害の多い日本でもっと活躍の場を広げることができるのではないかと考えます。 災害時にプロパンガスが活躍できるのは、電気の供給がなくてもそれらの設備がプロパンガスのみで利用できるためです。 これは、キャンピングカーやキャンピングトレーラーに限ったことではなく、災害現場での調理や暖房にも使えるようになるということです。 これが最大の強みだと思います。 ぜひ日本でも、プロパンガスの充填が欧米と同じように行われるようになることを期待しています。	
1 5	最低限の正しい知識があれば比較的簡単・安全に取り扱うことが出来る。 電気を熱源とする機器よりも使用環境にも左右されないところが魅力的である。	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。
1 6	講習を受けることにより基礎知識が学べ、より安全に気を付けて使用することができると思います。またガス業界の企業様にも販売量が増え売上が期待	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。

	されると思います。是非1日も早く改正をして頂けたらと思います。	
17	キャンピングカー等にてLPガスを使用することを目的とする消費者に販売するにあたり、LPガスの転売やLPガス容器の又貸しを規制(禁止)する旨の記載が必要であると思料する。	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。
18	近年の生活様式の変化、緊急対策時の手段として鑑みた場合、改正は必然だと考えます。	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。
19	キャンピングカーに搭載されるLPガスボンベに充填の拒否をされ大変困っております。 万が一の災害時にはもちろん、旅行時にも経済的で何とかならないものでしょうか？ 暖房も化石燃料に頼らざるを得ず全然クリーンではありませんし今の時代にも逆行します。 ガス販売業者にだけ責任を負わせず個人の保守点検の義務化なのか、個人の責任であるという自署なのか ガスに対する知識なのか、数年に一度ガス配管の交換義務化なのかはわかりませんが、個人も本当にガスの使用を希望もしくは困っているならば何かしらのハードルやコストも受け入れるべきだと思いますので、それで篩に掛けて頂き有効期間付きの証明書などの発行それを確認しガス販売業者が充填するなど手間やコストを避けたい人はキャンピングカーでのガスの利用を諦めそうじゃない人には一定有効期間充填を許可、その後は更新すれば可能このような仕組みを心から希望します。	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。
20	私は以前キャンピングトレーラーを使っておりましたが、やはりキャンピングトレーラーはLPガスを使用するのが最適でした。特に冬場のガスFFヒーターは暖房能力も高く非常に重宝しましたので、これが全国のガス販売店で供給できるようになると日本の	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。

	キャンピングカーおよびキャンピングトレーラー、ひいては日本の RV やレジャー業界がもっと発展していくものと考えます。	
2 1	キャンピングカーにおける LP ガスボンベの使用については、今まで確立された基準がなく、「なあなあ」で来た感じがあります。 ですので、何か事故があった場合販売者責任となっていました。 しかし、使用者側に講習などを受けてもらい、より安全に取り扱いできれば、事故の発生も抑えられ、逆に事故が減るのではないかと考える。	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。
2 2	これまでに過去幾度と質量販売にあたって数社に問い合わせ確認したが、一律で会社方針として断られた。その問い合わせでは甲種機械の資格保有であることも申し添えたが、全く考慮されず法規制とその事業者解釈に関して失望しており、今般のパブリックコメントに関しても、今頃かと呆れている。	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。
2 3	告示改正、通達改正に賛成する。	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。
2 4	質量販売は移動販売のキッチンカーの需要増もありながら、消費者起因の事故や定期点検等のリスクもあり、積極的に販売をしない事業者が多いと思います。 今回の改定案は、消費者の技量・知識がある場合は 30 分ルールを除くという、そういった質量販売の課題解決に向けての一步前進だと思います。	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。
2 5	この 30 分ルールが非適用になるのは、どの程度の規模の設備までなのでしょう？たとえ一般消費者等の設備であっても、規模が大きければ、危険度が高いと思われますが。	今回の改正による 30 分ルールの対象外になるのは、キャンピングカー等により屋外において移動して使用される質量販売の消費設備であれば、設備の規模に制限はございません。また、質量販売でかつ移動して使用される消費設備は比較的簡易な設備です。
2 6	世界規模の観点から、キャンピングカーにおけるプロパンガス設備の装備や利用は一般的です。	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。

	そんな中、日本国内において、キャンピングカーに対するガスボンベの充填等、現状は厳しいものとなっておりますので善処願いたい。	
27	非常に良い案件だと思います。 案件の通り、使用者に正しい使用法を、との事も納得できます。 早急に実施できるように宜しくお願いします。	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。
28	キャンピングカーにおいてLPGはガスコンロ、ヒーター、ボイラー使用の際必要不可欠です。 ガス漏れ検査は車検、12か月点検時に行っておりますので異常があれば直ぐに修理行える状況です。 災害発生時において、キャンピングカーは避難生活にも活用ができます。 その際、LPGガスがありますと安心して避難生活を送ることも可能です。 是非とも改定をお願い致します。	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。
29	質量販売により販売された液化石油ガスを、キャンピングカー等の屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等について、ガス安全に係る一定の知識や技量に関する講習を修了し、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて液化石油ガスの販売契約を締結した液化石油ガス販売事業者の確認を受けた場合に限り、30分ルールから除くという改正案に賛成します。	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。
30	通達改正案の5ページの改正後欄の21行目「この法律」はどの法律を指すのか？	ご意見ありがとうございます。「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」のことを指します。
31	この緩和により、講習を受けた者がキャンピングカーの液化石油ガス設備に対しての充填の難易度が下がることを望みます。 また、液化石油ガス販売者に対する周知徹底も望みます。	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。

3 2	長期の旅行の際など出先でガスボンベを充填できるようになれば、とても便利です。 カセットボンベと違い、安全性も高いと思いますので、是非お願い致します。	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。
3 3	出先での充填が困難な状況には不便を感じています。 改正にて改善される事を強く望みますが、実際使用している者からして、講習でなく販売店さんからの文書による注意喚起で充分でないかと思います。ご検討いただけますと幸いです。	緊急時対応の代替措置として、一般消費者等には経済産業省が認めた講習機関の講習を受けていただくことで、保安レベルの維持・向上を図ることとしております。
3 4	改正に賛成致します。	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。
3 5	⑤（ii）質量販売緊急時対応講習の内容は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同法の中欄掲げる範囲について・・・・・・・・ 緊急時の対処方法の損害賠償責任保険について説明を行うこととなっていますが、LPガス事業者賠償責任保険と混同することから「キャンピングカー、キッチンカー等の使用者責任について」としてもらいたい。	ご意見ありがとうございます。ご意見については、今後、講習を実施する際の参考とさせていただきます。
3 6	明らかに概念の違うグループが混在しているように見受けられる。屋台・キッチンカー等の営業に資するグループは、それが己が商売であるから毎年4時間の講習はある程度容認できるが、キャンピングカーをはじめキャンプを楽しむユーザーは、趣味趣向の範囲内にある。しかも多くの屋台営業者のように20kg容器を使用する訳ではない。ユーザーの多くは8kg以下の小型容器を使用していると推認される。従って、一般ユーザーに関しては講習時間を短縮して、ガス特性や閉鎖空間における爆発濃度に関する知識、何より危険を察知した場合の緊急の処置（すぐに容器バルブを閉めてしまう等）等を周知すべきであり4時間に亘る法定義	緊急時対応の代替措置として、一般消費者等には経済産業省が認めた講習機関の講習を受けていただくことで、保安レベルの維持・向上を図ることとしております。講習時間についても、一般消費者等が習得すべき知識等を考慮し、算定しております。

	務講習は一般消費者にはハードルが高いと考えます。	
3 7	・一般消費者等に対する講習は是非共実施して欲しい。 ・祭り、催事で使用されている調整器等期限切れの機器を見ることがあるので「期限管理」も制定していただきたい。	ご意見ありがとうございます。参考にいたします。
3 8	講習を修了した者が、緊急時対応を行う場合においても、自ずと、対応できる容器の本数、或いは、複数の場所に移動する容器によっては、講習修了者自らで対応できない場合があることを懸念する。それより、講習修了者が緊急時対応できる容器の本数（保有量）および複数の移動場所又は保管場所については、ある程度の制限が必要と考えます。	今回の改正により、緊急時対応の対象外となる場合は、販売契約を締結する際に、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、販売事業者の確認を受ける必要があり、一般消費者等が自ら行うことが確認できない場合は緊急時対応の対象外にはなりません。
3 9	販売事業者は、消費者の修了証の有効期限の管理を行わなければならないのでしょうか？	法令上の義務はございませんが、販売契約を締結する際に修了証の有効期限が切れていないか確認することが望ましいと考えております。
4 0	消費者が今回の示された所定の条件を満たす場合であっても、消費者に質量販売を受ける権利が生じることでは無いように運用をお願いしたい。	今回の改正により、緊急時対応の対象外とする条件を満たしている場合でも、従来どおりLP ガスの販売について販売事業者の判断になります。
4 1	今回示された案では消費者が「質量販売緊急時対応講習」を修了していることを要件としているが、調査員、保安業務員、業務主任者の代理者の修了証や販売主任者、製造保安責任者、液化石油ガス設備士免状を所有している場合はどうか。これらの修了証・免状を所有していれば、十分な知識を有していると思われるが、今回の改正の内容で可能であると読み取れるか。読み取れるとした場合、修了証・免状を取得した時期によって可否の条件が加わるか。	質量販売緊急時講習について、資格等による科目免除等はしておりません。